

お知らせ

浄化槽の法定検査を必ず受けましょう

浄化槽をお持ちで、年1回の法定検査を受けられていない場合は、次の実施機関まで、受検申し込みをお願いいたします。

検査費用は20人槽以下の場合5千円です。

社団法人
滋賀県生活環境事業協会
(TEL) 077 554 9271



なお、公共下水道の供用開始区域内では、公共下水道への接続が法的に義務づけられていますので、早期に接続いただきますよう、お願いします。

お問合せは、市環境保全課(☎6513)へ。

市営駐車場の定期利用者募集



田村駅東駐車場



長浜駅西駐車場

- 【利用資格】 通勤、通学でJRを利用される人
 【利用期間】 平成20年4月1日～平成21年3月31日
 【募集台数】 田村駅東駐車場8台
 長浜駅西駐車場1台
 (多数の場合抽選)
 【利用料金】 田村駅東駐車場 月額 4,000円
 長浜駅西駐車場 月額 5,000円
 【申込方法】 印鑑を持参のうえ長浜地域整備(株)(長浜駅西駐車場管理棟内)で直接申込みを
 【締切】 3月20日(祝)

お問合せは、市民協働課(☎8711)または長浜地域整備(株)(☎5585)へ。

お知らせ

絶対に不法投棄は許さない！

「美しいまちをありがとう」という未来からの声が聞こえませんか？

道や川、山、田んぼ、琵琶湖岸などいたるところにごみをポイ！わたしたちの住む長浜でもそんな事例が後を絶ちません。不法投棄が行われると、まちの美観が損なわれるとともに、悪臭や周辺の土壌・水の汚染などさまざまな自然環境に悪影響を及ぼします。また、投棄物の撤去・処理には多大な労力と費用がかかることから、まさに不法投棄は犯罪行為そのものです。

不法投棄行為については、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』で禁じられており、違反をした者には重い罰則が科せられます。

不法投棄をしたら・・・

- 不法投棄をした者
5年以下の懲役
1千万円以下の罰金
 - 法人業務に関して不法投棄をした場合
1億円以下の罰金
- ※どちらも未遂の場合も適用

検挙事例も多数！

不法投棄現場を検証し、その手がかりとなるものから長浜警察署の捜査によって、被疑者の特定にいたった場合は、投棄したごみの撤去処分と土地の現状復旧とともに上記の罰則が適用されます。

これまでも長浜市内で発生した不法投棄案件に対し、多額の罰金刑が科せられた事例も多数あります。



不法投棄現場の様子

土地・建物所有者、管理者のみなさまへ

土地・建物の所有者・管理者は、その場所を清潔に保つよう努めるとともに、もし廃棄物が捨てられ、行為者が特定できない場合は、自らの責任で処理しなければならなりません。

そのようにならないためにも、不法投棄への防止対策が重要となります。不法投棄やポイ捨てを未然に防ぐためには、啓発看板を付けたり、日ごろから簡単に人が立ち入りできないようにするなど、ごみを捨てられにくい場所づくりが必要です。

徹底的に捜します！

右下の写真は市が管理する市営製の本墓地(三ツ矢元町)に投棄された猫の砂(トイレ用)です。

この不法投棄に関しては、警官の巡回パトロール、市職員夜間張り込みなど対策を講じましたが解決にはいたっておりません。

情報をお寄せください

「不法投棄現場を見た」、「不審車を見かけてナンバーをひかえた」、「捨てられたごみの中に手がかりになるものがある」といった情報があれば、長浜警察署(☎0110)市環境保全課(☎6513)までご連絡ください。



情報のある方は、市環境保全課へお知らせください。なお、猫の砂の適正な処分方法は、汚物を取り除き、紙製・木製は可燃ごみとして集積所へ、砕石等の砂製は直接クリーンプラントへ持ち込んでください。

平成20年度

ごみ収集日カレンダーを配布

月ごとのごみの収集日がひと目でわかる「ごみ収集日カレンダー」を作成しました。3月上旬から自治会を通じて各世帯へ配布しますので、収集日や分別の違いがいよいよ、ご利用ください。



- 【使い方のポイント】
- ①ごみの日程表に基づいて、シールをカレンダーに貼ると、ごみの収集日がよくわかります。
 - ②一番後ろにある「ごみ分別表」で、ごみ袋に入れる前にもう一度確認ができます。
 - ③ごみ袋の減量実績が記入できます。

お問合せは、市環境保全課(☎6513)へ。